平成２８年（フ）第３０３３号
大阪府交野市藤が尾１丁目４番４棟211号
債務者　西野千佐子
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０３５号
大阪市城東区関目２丁目16番28―211号
債務者　中村　茂光
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０３９号
大阪市住吉区遠里小野６丁目７番13号オーシャンビュー遠里小野　402号
債務者　角野美和こと　**角**野　美和
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１０１号
大阪市東淀川区豊里２丁目１番１―810号、前住所大阪市旭区赤川２丁目２番10―905号
債務者　上田　勝彦
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６６号
山形県米沢市中田町1182番地　メゾン・ド・カンザエム１―102号室
債務者　渡部　良信
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第６０号
新潟県長岡市関原町１丁目775番地15
債務者　今井　清隆
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１０９４号
札幌市手稲区稲穂２条４丁目12番５号　耕楽ハイツＡ―１号
債務者　高野　直子（旧姓寶福）
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１３５号
北海道恵庭市相生町69番地６（都乃マンション101号）
債務者　杉本智惠子
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１５４号
札幌市手稲区前田４条６丁目２番５―401号
債務者　西尾　敏子
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１９１号
札幌市北区新琴似10条７丁目７番１号
債務者　菊地　陽平
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５６号
福島県会津若松市表町５番12号　象眼ハイツ102、前住所福島県会津若松市城東町７番10号
債務者　今木　俊和
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
群馬県館林市日向町984番地の13　日向町第２住宅―10
債務者　伊東　幸子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第７７８号
埼玉県川口市領家３丁目13番11―202号　ＷＩＮＢＥＬＬ
債務者　西岡　広美
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８３２号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―４―405
債務者　内田　志穂（旧姓村中）
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８４１号
埼玉県川口市本町４丁目５番１―302号　藤和川口本町コープ
債務者　辻　　薫平
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３４９号
埼玉県吉川市大字保734番地４　北星ハイツ201号、旧住所埼玉県吉川市大字下内川1197番地１
債務者　鈴木　里子
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３９８号
埼玉県春日部市栄町３丁目42番地　オレンジペコＡ棟102、旧住所埼玉県春日部市中央５丁目５番地18　あすなろコーポ402号
債務者　中田　俊介
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係